

岩手県告示第395号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第759号）で公示した公共測量を終了した旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成30年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 二戸郡一戸町（一部）
- 2 実施した期間 平成29年10月13日から平成30年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）